

掛川市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成24年11月28日

掛川市監査委員 谷 雅 雄

掛川市監査委員 竹 嶋 善 彦

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査対象団体 川・池・魚を愛する会（設立：平成3年6月28日）
（解散：平成24年8月9日）
- 3 監査の期日 平成24年9月24日
- 4 監査の範囲 平成23年度補助事業
川・池・魚を愛する事業補助金 1,000,000 円

5 監査の主な着眼点

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき、適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。
- (6) 前年度監査における指摘事項等が改善されているか。

6 監査の結果

[交付団体：川・池・魚を愛する会]

財政援助団体の会計事務処理を監査した結果、次のとおり改善を要する事項が見受けられたが、本補助金は23年度をもって廃止され、24年度より指摘事項が改善された新たな補助事業として改正されていた。

- (1) 義務放流量その他の保護基準に基づく中で、釣りに供する魚種のための放流では、補助趣旨である「かつての清き川や池、そこにすむ数々の魚の姿をとりもどす」ことへ直接的には繋がらず、放流魚種の検討を要すること。

[所管課：農林課]

交付事務、団体への指導等については、次のとおり改善を要する事項が見受けられたが、本補助金は23年度をもって廃止され、24年度より指摘事項が改善された新たな補助事業として改正されていた。

- (1) 補助額に関し、交付要綱で「定額(予算の範囲内で別に定める。)」とあるが、別の定めは存在せず、根拠不十分であること。
- (2) 同様に、交付申請の提出期限について「別に定める日まで」とあるが、別の定めは存在せず、規定不備であること。
- (3) 放流事業に係る補助率を、放流魚購入費の何割と定める等、客観的な規定が必要であること。

以上の結果、監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査対象団体 NPO法人掛川国際交流センター（設立：平成14年8月5日）
- 3 監査の期日 平成24年9月24日
- 4 監査の範囲 平成23年度補助事業
国際交流事業費補助金 1,621,720円
- 5 監査の主な着眼点
 - (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
 - (2) 補助金は、交付要綱に基づき、適正な交付手続により交付・受領されているか。
 - (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
 - (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
 - (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。
 - (6) 前年度監査における指摘事項等が改善されているか。

6 監査の結果

[交付団体：NPO法人掛川国際交流センター]

財政援助団体の会計事務処理を監査した結果、次のとおり改善を要する事項が見受けられたが、24年度より事業費を「一般事業」と「中高生派遣事業」に区分し、指摘事項が改善されていた。

- (1) 国際交流事業費補助金として交付された1,621,720円が、当該補助対象に限定された事業に支出されているのかを客観的に区分できないこと。

[所管課：生涯学習協働推進課]

交付事務、団体への指導等については、次のとおり改善を要する事項が見受けられたが、24年度より補助金の趣旨について具体化され、補助対象及び補助率についても、別表により明確化された新たな補助金交付要綱に改正され、執行されていた。

- (1) 補助金の趣旨について、補助金交付要綱「第1」に規定しているが、「市長は、市民の国際交流を推進するため」との表記に留まっており、規定の具体性に欠けるといえること。
- (2) 補助率について、同要綱「第2」で「国際交流事業に要する経費の10分の10以内とし、170万円を限度」としているが、この「経費」において国際交流事業に直接的なものか否かの区分が不明確であり、交付要綱上の補助対象経費を明確にする必要があること。

以上の結果、監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第119条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査対象団体 ジーネット株式会社（設立：平成8年2月15日）
- 3 監査の期日 平成24年9月24日
- 4 監査の範囲 平成23年度補助事業
生活バス路線維持費補助金 27,406,207 円
- 5 監査の主な着眼点
 - (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
 - (2) 補助金は、交付要綱に基づき、適正な交付手続により交付・受領されているか。
 - (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
 - (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
 - (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。
 - (6) 前年度監査における指摘事項等が改善されているか。

6 監査の結果

[交付団体：ジーネット株式会社]

財政援助団体の会計事務処理を監査した結果、補助事業の執行に関して、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 事業開始当初に比べ輸送人数は減少しており、補助効果の減退について考慮を要するため、所管課との連携を密にして、利用人数が増えるような対策を検討されたい。

[所管課：地域支援課]

交付事務、団体への指導等については、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 事業開始当初に比べ輸送人数が減少していることから、なお一層の経費節減と効率的な運行により経常欠損額の減少を図るよう、所管課の指揮監督が強く求められること。
- (2) 補助金算定に係る経費を厳正に精査し、国等の基準に準ずる他、補助対象経費、算出単価額等を交付要綱実施要領で規定するなど、客観的算定根拠の整備が必要であること。

以上の結果、監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査対象団体 掛川観光協会（設立：平成18年5月22日）
- 3 監査の期日 平成24年9月25日
- 4 監査の範囲 平成23年度補助事業
掛川観光協会事業補助金 14,316,000 円
- 5 監査の主な着眼点
 - (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
 - (2) 補助金は、交付要綱に基づき、適正な交付手続により交付・受領されているか。
 - (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
 - (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
 - (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

6 監査の結果

[交付団体：掛川観光協会]

財政援助団体の会計事務処理を監査した結果、おおむね適正であると認められたが、出納、その他の事務については、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 補助金として交付された 14,316,000 円が、それぞれ掛川・大東・大須賀の各支部へ交付金として支出されており、その補助対象に限定された事業に支出されているのか客観的に区分できないこと。
- (2) 補助金を更に交付金として支出している根拠及び各支部への配分基準が、明確でないこと。
- (3) 予算及び決算書の中に委託事業、単独事業等、協会で開催している全ての事業が含まれているため、明確でないこと。
- (4) 各支部の会計書類の記載方法、科目等が統一されていないこと。
- (5) 出納簿は適正に作成されていたが、一部に領収証等支出の裏付けとなる書類の不足が見受けられたこと。
- (6) 掛川観光協会及び各支部における一部経理事務等を、市の職員が行っていること。
- (7) 一定金額以上の飲食に関しては、市費同様に飲食者名及び本人負担の有無を明確にしたいこと。
- (8) 大東支部の決算資料の中で、交付金の収入決算額に誤りがあったこと。

以上を踏まえ、早急な改善を行い所管課との連絡を密にして、それぞれ手続に不備のないよう適正な事務執行に努められたい。

[所管課：商工観光課]

交付事務、団体への指導等については、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 補助率について、同要綱「第3(2)」で「補助の対象に掲げる経費とし、24,000千円を限度とする。」としているが、この「経費」において事業に直接的なものか否かの区分が不明確であり、交付要綱上の補助対象経費を明確にする必要があること。

以上を踏まえ、早急な改善を行い、交付団体に対する監督・指導を徹底し、補助の趣旨に沿う適正な事務執行に努められたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査対象団体 掛川バスサービス株式会社（設立：昭和62年11月16日）
- 3 監査の期日 平成24年9月25日
- 4 監査の範囲 平成23年度補助事業
生活バス路線維持費補助金 91,538,359 円
- 5 監査の主な着眼点
 - (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は適正に整備されているか。
 - (2) 補助金は、交付要綱に基づき適正な交付手続により交付・受領されているか。
 - (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できているか。
 - (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
 - (5) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
 - (6) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

6 監査の結果

[交付団体：掛川バスサービス株式会社]

財政援助団体の会計事務処理を監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり補助対象経費の算出が不適切であったもの、役員退職慰労金の取扱いについて給与規定等の再検討を要するものがあった。

- (1) 補助金交付申請書について、補助金等交付要綱に基づき申請がなされていたが、「補助対象期間における収支実績内訳書」の款項目等の勘定科目と総勘定元帳及び合計残高試算表等と該当する科目の金額に差異が生じていた。このことについては、関係課と協議を行った経緯はおおむね確認できたが、掛川市補助金等交付規則並びに掛川市自主運行バス等運行支援補助金交付要綱の規定に反し、不適切な事務処理であること。
- (2) 地域住民の交通手段を確保する事業として実績を上げ、補助効果は認められますが、事業開始当初に比べ輸送人数は減少傾向にありますので、補助効果の減退について考慮を要すること。

以上を踏まえ、団体においては所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じるとともに、所管課との連絡を密にして、それぞれ手続に不備のないよう適正な事務執行に努められたい。

[所管課：地域支援課]

補助事業の執行に関して、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 新規購入の営業用車両の減価償却費を5年間で均等に計上することは、掛川バスサービス株式会社に備え付けの固定資産台帳の減価償却費と一致していないため、毎年の固定資産台帳の減価償却額と一致するように積算根拠を明確にさせ、補助金算定の基礎となる経常経費の中で適正に処理するよう指導されたい。また、「収支実績内訳書」の勘定科目と総勘定元帳との間に大きな差異があったため、「営業報告書」又は「財務諸表」等の書類を新たに添付書類として追加する必要があること。
- (2) 交付要綱上、補助額は「前年度における自主運行バス事業の経常欠損額に相当する額」とされ、掛川バスサービス株式会社により算出された額に基づいて補助申請されているのが現状であり、所管課のチェック体制強化と、客観的な算出規定の整備が必要であること。
- (3) 一般管理費の人件費（その他）の経費計上において、加算が見受けられた。役員の退職慰労金の繰延処理であるが、補助金交付要綱にある対象補助額の規定に合致するものではないこと。
- (4) 固定資産償却費の車両分の経費計上において、加算が見受けられた。購入車両の減価償却費の前払いであり、支出根拠となる補助金交付規則及び補助要綱に合致するものではないこと。
- (5) 一般管理費、その他の経費の交際費及び諸負担金の中に、香典代、協賛金、寄附金等、補助金の趣旨に合致しない不適切と思われる経費の支出がみられること。
- (6) 補助金算定に係る経費を厳正に精査し、国等の基準に準ずる他、補助対象経費、算出単価額等を交付要綱実施要領で規定するなど、客観的算定根拠の整備が必要であること。

以上を踏まえ、交付団体に対する指導・助言を含めた適切な是正措置を講ずるとともに、補助の趣旨に沿う適正な事務執行に努められたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。